

議事要旨(6) 1株当たり利益 (EPS) 専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、1株当たり利益(EPS)専門委員会では、以下の2つの項目について、短期的な改正を予定しており、これらの適用時期の取扱いとして、(1)については、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という）における適用時期と合わせることで整合的であると考えられるが、(2)については、どのように定めるべきか、という点を中心に説明がなされた。

- (1) 企業会計基準第24号の公表に伴う所要の改正項目
- (2) IASBの今後の検討でも影響を受けないと考えられるIFRSとの既存の差異及び我が国の市場関係者から実務上の対応要請のある項目

引き続き、小林（央） 研究員から前回の委員会からの修正箇所について説明がなされた。事務局からの説明の後、主に次のような質疑応答が行われた。

（適用時期の取扱い等について）

- ある委員から、貸借対照表日後になされた株式分割又は株式併合については、現行においても注記によって、企業会計基準第24号で求められている開示と同程度の情報が開示されていること等を考慮すると、必ずしも両者の適用時期を合わせる必要はないのではないかという意見があった。
一方、他の複数の委員からは、EPSは重要な指標であるため、事務局の提案どおり、両者の適用時期を合わせた方がよいのではないかとの意見があった。
事務局側からは、適用時期については頂戴した意見を踏まえて、公開草案では原案の方向で対応することとしたいという回答がなされた。
- ある委員から、今回の改正項目については、遡及適用することが前提とされているのかどうかとの質問があった。
事務局側からは、現状の文案では、経過的な取扱いを特段設けていないことから、遡及適用することを前提としているとの回答がなされた。

（ストック・オプションに関する取扱いについて）

- ある委員から、潜在株式調整後EPSの計算上、自己株式方式を用いる際に、ストック・オプションの権利の行使による入金額には、将来企業に提供されるサービスに係る分を含めることとされているが、この表現ぶりについて、「公正な評価額」という用語を用いて記載した方がよいのではないかとの意見があった。
事務局側からは、ストック・オプションの行使により払い込まれると仮定された場合の入金額に含まれるものは、ストック・オプションの公正な評価額のうち、当期までに費用計上されていない額、すなわち将来企業に提供されるサービスに係る分であり、公正な評価額それ自体ではないため、現状の表現としているとの回答がなされた。

以上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。